

## 令和 8 年度古賀市脱炭素地域づくりのための事業化調査委託仕様書

### 1 件名

令和 8 年度古賀市脱炭素地域づくりのための事業化調査委託

### 2 本業務の目的

現在、本市には 8 か所の工業団地があり、今後も新たな工業・流通団地の造成が進むことで、さらなる企業数の増加が見込まれている。2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、本市産業の核である中堅・中小企業の脱炭素経営への移行が不可欠であり、地域ぐるみでの取組を加速させることが極めて重要である。

本市では令和 6 年度、環境省モデル事業の採択を受け、行政だけでなく地域金融機関や専門機関等の多様な主体と連携した「古賀市脱炭素経営支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を構築し、中堅・中小企業の脱炭素経営への移行に向けた伴走支援体制を整えてきた。さらに、経済活動に伴い莫大なエネルギー費用が市外・県外へ流出し続けている現状を打開し、脱炭素と地域経済の発展を同時達成するため、地域企業・行政・金融機関の参画のもと、地域のエネルギーと資金を循環させる受け皿として地域エネルギー会社『株式会社コガネイロ』が設立されたところである。

今後は、構築したプラットフォームの枠組みと設立されたコガネイロを最大限に活用し、単なる啓発や経営相談にとどまらない「具体的な脱炭素インフラの地域主導による実装」へとフェーズを引き上げることが急務である。

本業務は、本市公共施設およびプラットフォームに参画する市内企業のエネルギー利用状況等を詳細に把握し、再エネ設備・省エネ設備等の具体的な「導入可能量」および「事業性（FS）」を直接検証することを目的とする。

これにより、来年度以降の確実な設備導入・PPA 事業等の実施につなげるとともに、コガネイロへのスムーズなプラットフォーム運用移管を実現する。ひいては、地域内で発電された電力の価値や事業利益を地域内に留め、持続可能な地域経済の発展につなげる「脱炭素と地域経済循環」の同時達成を実現するための強固な基盤を確立することをめざす。

### 3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで

### 4 事業内容

- (1) プラットフォームの会員であるゼロカーボンチャレンジャー（以下「チャレンジャー」という。）に対する再エネ設備・省エネ設備導入検討

① 国の補助事業を活用した設備導入の意向確認

古賀市を除くチャレンジャー全社を対象として、国の補助金を活用した設備導入意向の把握および課題抽出を行う。

- ・ 意向調査の実施

アンケート調査および個別のヒアリング等により、各社の設備導入に関する意向及び導入希望設備を把握。

② 国の補助事業申請に充足する詳細調査・検討

意向調査において具体的な導入意向を示した事業者（２社程度を想定）に対し、補助金申請に十分耐え得る精度で以下の調査・検討を実施する。

- ・ 導入設備の仕様検討

再エネ設備（太陽光発電設備）：電力使用実績（30分デマンドデータ等）および施設・構造条件（屋根耐荷重、配置スペース等）より設置可能容量の把握。

省エネ設備（熱源設備等）：エネルギー消費量の計測等により導入すべき設備仕様の把握。

- ・ 温室効果ガス（GHG）削減効果の算出

「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等の公的ガイドラインに基づき、設備導入前後のCO<sub>2</sub>排出削減量を算定する。

- ・ 経済性シミュレーション

概算事業費（設備調達費、工事費等）の算定。エネルギー料金削減額、O&M（運用保守）費用等を勘案した年間ランニングコスト削減額の試算。

- ・ 費用対効果の把握

投資回収年数（Payback Period）等より設備導入による費用対効果の把握。

(2) 古賀市公共施設に対する調査及び事業性検討

① 再エネ導入可能量のフォローアップ及び導入優先順位の検討

令和５年度調査結果を踏まえ、対象公共施設８か所（※）における最新の状況に応じたフォローアップ調査を行い、導入優先順位を策定する。

※ 古賀市役所、中央公民館・交流館、図書館・歴史資料館、古賀北中学校、クロスパルこが、コスモス館、サンコスモ古賀、給食センター：計８か所

- ・ フォローアップ調査

最新の30分値データによる、事業性確保上十分な自家消費率を確保した発電容量の再確認、設置施設の耐荷重の確認。

- ・ 導入優先順位の検討

導入可能容量および防災拠点・指定避難所としての重要度などを考慮し、導入優先順位を決定する。

② 指定避難所施設内における災害時電力供給先の検討

- ・ 避難所での停電時必要電力量の把握

- ・ 停電時の自立運転システムの検討  
太陽光発電および蓄電池から停電時に直接給電するシステム・回路の検討。

③ 導入優先順位に従った事業性検討

策定した優先順位に基づき、上位 4 か所について具体的な事業化に向けた事業性・採算性の検討を行う。

- ・ 設備導入費用・設備維持管理費用の算出
- ・ 自家消費量・余剰売電可能量を元に、需要家側のメリットとコガネイロの事業性確保を両立する PPA 単価の設定

④ 地域エネルギー会社による PPA 事業スキームの検討

- ・ 施設保有形態と資金調達スキームの検討  
リース等外部所有と借入等資金調達の比較、借入の場合の最適な借入メニューの検討。

⑤ 蓄電池の平時／災害時双方に効果的な運用の検討

平時の経済性向上と災害時の防災性確保を両立する蓄電池運用モデルを構築する。

(3) 検討委員会の開催

多角的な調査を実施するため、県職員 1 名以上を含む有識者による本事業の検討委員会を 2 回開催し、調査内容等について助言を受ける。

5 履行場所

古賀市内

6 成果品

業務実績報告書 2 部

チャレンジャー向け調査・検討報告書 2 部

公共施設再エネ・蓄電池導入計画書 2 部

関連するデータ 一式（市が編集可能な形式とすること）

※ 成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は市に帰属するものとする。また移管に係る費用について、受託者負担とする。

7 納入場所

古賀市 市民部 環境課

8 前払い金

受託者は地方自治法施行令第 163 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の 2 分の 1 以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

## 9 その他注意事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。
- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

## 10 担当部署

古賀市 市民部 環境課 環境整備係 古田・有田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-942-1127／FAX：092-942-1291

E-mail：zerocarbon@city.koga.fukuoka.jp